

IV 全国募集に係る入学者選抜

第1 全国募集

1 実施校、募集学科および募集人数

実施校	募集学科	募集人数
信楽高等学校	総合学科	学校独自型選抜中学校長推薦 募集枠 50%のうち5名以内
伊香高等学校	森の探究科	学校独自型選抜中学校長推薦 募集枠 50%のうち5名以内
虎姫高等学校	普通科	一次募集(学校独自型選抜中学校長推薦および一般型選抜)において、国際バカロレア DP(ディプロマ・プログラム)で学ぶことを希望する者 5名以内

2 出願資格

令和8年3月に中学校等を卒業する見込みの者、または修了する見込みの者

3 推薦要件

ア 全国募集の学校独自型選抜における推薦要件は、別添「高等学校別入学者選抜概要」に示すとおりとする。

イ 出願できる者は、出願先高等学校が示す、学校、学科(科)の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けた者とする。

ウ 管理運営等規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、出願日までに、滋賀県内に身元引受人がおり、「特別事情による出願許可」を受けている者とする。特別事情による出願許可については、別に定める「滋賀県立高等学校特別事情による出願について」を参考にすること。

4 その他

(1) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

(2) 書類を発送する場合は、全て「書留」、「簡易書留」または「書留」、「簡易書留」に準ずる方法(受付・配達記録が残るか対面で受け渡しがされる方法)によるものとする。

(3) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。

(4) 次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

ア 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。

イ 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。

(5) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長宛て申し出るものとする。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。

(6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 信楽高等学校・伊香高等学校の入学者選抜について

信楽高等学校および伊香高等学校の全国募集においては、学校独自型選抜において5名以内を選抜するものとし、志願者は以下に記すとおり学校独自検査を受検するものとする。

1 出願

(1) 出願

ア 志願者は、管理運営等規則第11条の3の規定に基づき出願することができる。ただし、他の課程および他の公立高等学校との併願はできない。

イ 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。

(2) 期間および受付時間

ア 期間

令和8年1月23日(金)および令和8年1月26日(月)(土曜日、日曜日を除く)とする。

イ 受付時間

午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、令和8年1月23日(金)の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願先高等学校長宛て電話で報告するものとする。

(3) 出願手続

出願手続は、Web出願システムは用いず、中学校長を経て出願先高等学校長に提出するものとする。

ア 提出書類

志願者は、次の書類を作成し、提出しなければならない。

(ア) 全国募集入学願書

(イ) 全国募集受検票

(ウ) 特別出願許可書の写し

イ 手数料

(ア) 志願者は、出願に当たって、2,200円の手数料に相当する額面の滋賀県収入証紙を全国募集入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。

(イ) 既納の手数料は、原則として還付しない。

ウ 中学校長は、志願者から提出された書類の内容を確認するとともに、推薦書および個人調査報告書等を作成し、志願者から提出された書類とあわせて出願先高等学校長に提出するものとする。

エ 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料を確認のうえ、全国募集受検票に受検番号を付して、中学校長に交付するものとする。

オ 中学校長は、志願者に全国募集受検票を交付するものとする。

2 検査

出願者全員に対して、面接および作文を課すものとし、その方法等は各高等学校で定める実施要項によるものとする。

(1) 受検会場

出願先高等学校とする。

(2) 検査の内容、期日および時間

検査の内容、期日および時間は、表4-1のとおりとする。

表4-1 検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2~
令和8年1月31日(土)	検査	学校独自検査		
	内容	一般注意	休憩	面接、作文
	時間	13:00~13:10		時間割等は各高等学校による

(注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

(3) 判定(入学許可予定者の決定)

出願先高等学校長は、面接および作文の結果や推薦書および個人調査報告書等を資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(4) 入学許可予定者の通知および発表

ア 出願先高等学校長は、令和8年2月5日(木)に当該中学校等を通じて本人に入学許可予定を通知する。

イ アの通知は、全国募集入学許可予定者通知書の交付によって行う。

ウ 全国募集入学許可予定者通知書の交付を受けた者は、当該高等学校に入学するものとする。

エ 全国募集入学許可予定者通知書の交付をもって、入学許可予定者の発表に代える。

3 全国募集追検査

(1) 対象者

対象者は、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で、表4-1の日程における学校独自検査（以下、「全国募集本検査」という。）の全てを受検できなかった者の中で、全国募集追検査の受検を希望する者とする。なお、全国募集追検査は、全国募集本検査で出願した高等学校、学科（科）について受検するものであり、変更は認めない。

(2) 申請期日

申請期日は、令和8年2月2日(月)の原則午後3時までとする。

(3) 申請手続

ア 全国募集追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経て、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 全国募集追検査受検願

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確に分かるもの。

イ 中学校長から全国募集追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、全国募集追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

ウ 申請手続は、Web 出願システムは用いず、出願先高等学校で行うことを原則とする。

(4) 受検会場

出願先高等学校

(5) 全国募集追検査の内容、期日および時間

ア 志願者は定められた検査場で、定められた時間割に従って、全国募集本検査で受検できなかった検査について受検するものとする。

イ 全国募集追検査の教科、期日および時間は、表4-2のとおりとする。

表4-2 追検査の内容、期日および時間

期日	時限	1		2～
令和8年2月4日(水)	検査	全国募集追検査（学校独自検査）		
	内容	一般注意	休	面接、作文
	時間	13:00～13:10	憩	時間割等は各高等学校による

(注) 第2限以降の時間割等は実施校の高等学校長が別に定める。

ウ 全国募集追検査（学校独自検査）の実施・採点等については、全国募集本検査に準じて行うものとする。

(6) 判定（入学許可予定者の決定）

出願先高等学校長は、全国募集追検査（学校独自検査）結果や推薦書および個人調査報告書等を資料として、その内容を総合的に判断し、入学許可予定者を決定するものとする。

(7) 入学許可予定者の通知および発表

2(4)に同じ。